

<報道発表資料>

カテゴリー:危機管理

令和4年6月14日

令和4年6月2、3日の降ひょうによる農業災害の特別災害の指定について

令和4年6月2、3日の降ひょうによる災害について、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づき、特別災害に指定することを決定し、関係者と連携して被害を受けた農業者への支援を行ってまいります。

1 災害の概要

(1) 災害を受けた市町

さいたま市、熊谷市、行田市、加須市、本庄市、春日部市、羽生市、深谷市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、吉川市、白岡市、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町（15市7町）

(2) 災害を受けた市町における農作物等の被害規模

作物等	被害規模	被害見込金額
農作物 (小麦、スイートコーン、 ねぎ、なし等)	1,843.9ha	30億1,469万円
永年作物 (なし、うめ、キウイフルーツ)	6.3ha	892万円
農業用生産施設 (ビニールハウス等)	546戸	8億2,504万円
合計		38億4,867万円*

※切捨てのため合計は合わない。

(3) 特別災害の指定日

令和4年6月17日

2 県・市町による支援

- (1) 病虫害防除用農薬及び樹勢・草勢回復用肥料購入費の補助
- (2) 代替作又は次期作用種苗及び肥料購入費の補助
- (3) 農業災害資金の融資に対する利子補給の補助（実質無利子化）
- (4) 農林振興センターによる被害軽減対策の指導

※(1)(2)(3)については、条例に基づく要件あり